

---

プロジェクト      **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目                  **第 44 回保険契約専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 44 回保険契約専門委員会（2026 年 7 月 15 日開催）において、金融資産の分類アプローチに関する提案について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （組込デリバティブの取扱い）

2. 事務局提案に賛成する。

### （SPPI 要件に基づくアプローチの採用）

3. 事務局提案の方向性に賛成する。
4. IFRS 任意適用企業においては SPPI 要件を適用した実務が定着していることを踏まえると、結果が同一であるにも関わらず、新たな実務を重複して求めることは回避すべきと考える。このため、金融資産の種類ごとに個別の定めを設ける場合においては、SPPI 要件の適用をオプションとして認めることが望ましいと考える。

### （事業モデルに基づくアプローチの採用）

5. フェーズ 1 の対象となる金融商品に関して、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の事業モデルの考え方を一定程度取り入れるという方向性については、国際的な会計基準との整合性を高める等の観点から一定理解できる。
6. 資料(2)第 26 項(4)の意見について、事業モデルは金融商品の管理の実態に基づいて決定すべきものであり、IFRS 任意適用企業の多くは回収及び売却事業モデルを採用していると認識している。この点、IFRS 会計基準と日本基準とで事業モデルに差異が生じることが想定されないため、金融商品の分類及び測定についての会計基準が保険契約に関する会計基準に先行して適用された場合、会計上のミスマッチが生じると考えられる。このため、会計上のミスマッチを回避するための経過措置や特例が必要になると考える。

7. 将来的に IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）と整合的な会計基準が導入された場合、債権について、事業モデルを回収事業モデルのみに限定すると、償却原価法でしか評価できないこととなり、保険負債の測定方法との関係で支障が生じる可能性がある。また、資料(2)第 29 項において事業モデルの判定を求めることによるコストが便益を上回ると記載しているが、IFRS 会計基準の導入経験を踏まえると、自社の金融商品の管理実態を説明することが中心であり、過大なコストが発生するとは考えられないため、この点に過度にこだわる必要はないと考える。
8. 債権に関して、コストと便益との比較の観点のみを理由として、事業モデルを回収事業モデルのみとしている点について、特に金融機関では債権の流動化が行われており、回収事業モデルのみでビジネスの実態を適切に表せるかという観点から検討が必要と考えられる。この点、現行の日本基準において、総資産の大部分を金融資産が占め総負債の大部分を金融負債や保険契約負債が占める企業に対して異なる取扱いが設けられていることを参考に、一般事業会社の負担軽減も考慮した上で、金融機関に対して別途の取扱いを設けることが考えられる。
9. 保険会社の運用資産は保険負債の特性と密接に関連付けて管理されているため、特に長期の保険負債に対応して保有する債券について、資産側の分類及び測定の定めのみを先行して見直すと、会計上のミスマッチが生じ、経済実態を適正に表さない可能性がある。このため、見直しにあたっては資産側だけでなく、保険負債の測定との整合性を踏まえた設計が不可欠である。具体的には、回収及び売却事業モデルに該当する債券であっても、保険負債との対応関係が認められる場合には償却原価による測定を認めるなど、現行の責任準備金対応債券と同等の会計処理となる措置を検討すべきと考える。また、会計上のミスマッチの回避が困難な場合、保険負債との対応関係を踏まえ、現行の保有目的区分の枠組みを維持することも選択肢として検討していただきたい。

#### **（公正価値オプションの採用）**

10. 事務局提案に賛成する。

#### **（有価証券に関する会計基準の体系）**

11. 債券とそれ以外の有価証券を区分する方向性は、予想信用損失モデルの適用範囲の考え方と整合的である一方、保険会社が保有する責任準備金対応債券など、満期保有目的の債券や貸付金代替性私募債以外の債券についても、分類及び測定の見直しの結果として償却原価測定の対象となり、予想信用損失モデルの適用範囲となる可能性があると認識している。予想信用損失の適用対象となると実務負担が増加する可能性があるため、この観点からも分類及び測定について慎重な検討が必要と考える。

12. 債券とそれ以外の有価証券を区分する際には、実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」における債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式や永久債などを債券に含めるか整理する必要があると考える。この点、同一の商品であってもIFRS会計基準と見直し後の日本基準との間で会計処理に差異が生じる可能性があるため、一定の乖離は避けられないとしても、債券の定義を明確にすることが考えられる。

**(その他)**

13. 分類及び測定の見直しは保険契約全般に関する会計基準の開発についての検討と密接に関連するため、金融商品と保険契約全般の両基準の開発に関するロードマップを早期に明確化したうえで、プロジェクトを進めることが望ましいと考える。また、保険会社向けの経過措置の検討は評価できるものの、「IFRS第17号とのコンバージェンスまで」といった将来の制度設計を前提とする表現を用いると、保険会計の見直し時期や内容が未確定な段階では、かえって会計基準の開発の制約となる可能性があるため、現状に即した対応の検討をお願いしたい。
14. 保険会計の見直しについては、具体的なロードマップがなければ議論を進めづらいという問題がある。また、財務会計の検討にあたっては、IFRS第9号及びIFRS第17号を導入している企業の事例だけでなく、経済価値ベースのソルベンシー規制との関係も考慮すべきである。経済価値ベースのソルベンシー規制の導入により、外部保証を伴う経済価値ベースのバランスシートが公表される環境が整いつつあるため、財務会計の制度設計においても、監督会計の動向との連携をより具体的に意識しながら議論を進める必要があると考える。加えて、利用者の立場からは、金融庁内において財務会計及び監督会計に関して、担当する部署間の連携をお願いしたい。

以 上